



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………
- …（主税局課税部課税指導課）…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一三件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

●東京都告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会

の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和四年一月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

一 公聴会を行う日時 令和四年一月十八日（火曜日）午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都立川合同庁舎二階 第二〇一会議室

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当

（東京都立川合同庁舎二階）

立川市錦町四丁目六番三号

電話〇四二（五四八）二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号

所氏名 東京都

建築敷地 武蔵村山市岸四丁目二番一ほか

地域地区 第一種低層住居専用地域、第一種高度地区

等 及び建築基準法第二十二条区域

申請の概要

工事種別	新築
及び用途	里山体験施設
敷地面積	約一、八七七平方メートル
建築面積	約二七七平方メートル
延べ面積	約二六七平方メートル
構造及び	木造
階数	地上二階

高さ 七・〇九メートル  
適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十一日

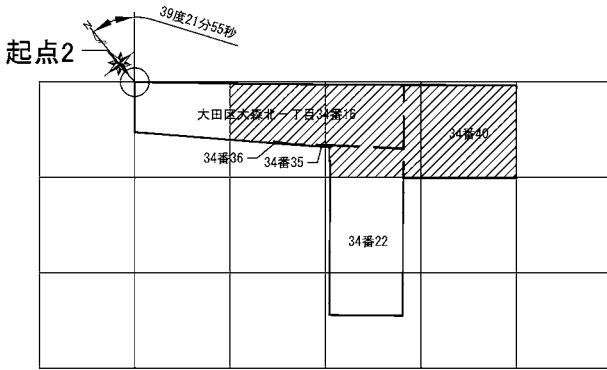
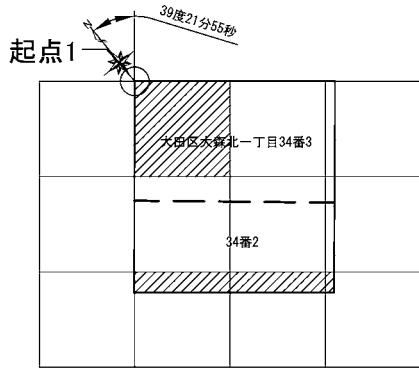
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区大森北一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡 例
- 筆境界
  - 敷地
  - 単位区画
  - ▨ 形質変更時要届出区域

【起点1】  
起点1は、大田区大森北一丁目34番3の最北端とする。

【起点2】  
起点2は、大田区大森北一丁目34番16の最北端とする。

【格子の回転角度(39度21分55秒)】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第一百三十六条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和四年一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日  
 名称 氏名 事業所の所在地  
 エム・シ 平田 晋大 中央区京橋二丁目 令和三年十月  
 株式会社 |・オイ 十四番一号 三十一日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名  
 昭島市もくせいの杜二丁目五 愛知県名古屋市中区泉一丁目二十三番二十二号  
 十番三(第三工区) トヨタホーム株式会社

代表取締役 後藤 裕司

羽村市富士見平二丁目六番六 福生市加美平三丁目六番地

十 K's Living株式会社  
代表取締役 東條 幸一

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年一月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ヤオコー小平回田店

二 店舗所在地 小平市回田町三百四十番一ほか

三 設置者名 株式会社ヤオコー

四 設置者住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地

五 変更前の設置者住所 埼玉県川越市脇田本町一番地五

六 変更後の設置者住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地

一 株式会社ヤオコー

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

八 変更前の小売業者の住所

九 変更後の小売業者の住所

十 変更日

十一 届出日

十二 縦覧場所

十三 縦覧期間

十四 縦覧時間

一 店舗名 ヤオコー西武立川駅前店

二 店舗所在地 昭島市美堀町一丁目一番一号

三 設置者名 株式会社ヤオコー

四 設置者住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地

五 変更前の設置者住所 埼玉県川越市脇田本町一番地五

六 変更後の設置者住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ヤオコーほか二名

八 変更前の小売業者の住所 埼玉県川越市脇田本町一番地五(株式会社ヤオコー)

九 変更後の小売業者の住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地(株式会社ヤオコー)

十 変更前の小売業者の代表者名 才津 達郎(株式会社サンドラック)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名 貞方 宏司(株式会社サンドラック)ほか

十二 変更日 令和元年五月一日ほか

十三 届出日 令和三年十二月七日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 令和四年一月十一日から同年五月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年一月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ヤオコー小平回田店
- 二 店舗所在地 小平市回田町三百四十番一ほか
- 三 設置者名 株式会社ヤオコー
- 四 設置者住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地
- 五 変更前の開店時刻 午前九時
- 六 変更後の開店時刻 午前八時
- 七 変更前の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前八時四十五分から午後十一時  
まで
- 八 変更後の来客が駐  
車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前七時四十五分から午後十一時  
まで
- 九 変更前の荷さばき  
施設において荷さ  
ばきを行うことが  
できる時間帯 午前六時から午後十時までほか
- 十 変更後の荷さばき  
施設において荷さ  
ばきを行うことが  
できる時間帯 午前六時から午後十時までほか
- 十一 変更日 令和三年十二月二十二日
- 十二 届出日 令和三年十二月七日
- 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十四 縦覧期間 令和四年一月十一日から同年五月  
十一日まで。ただし、東京都の休  
日に関する条例(平成元年東京都  
条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

- 一 店舗名 ヤオコー西武立川駅前店
- 二 店舗所在地 昭島市美堀町一丁目一番一号
- 三 設置者名 株式会社ヤオコー
- 四 設置者住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地
- 五 変更前の開店時刻 午前九時
- 六 変更後の開店時刻 午前八時
- 七 変更前の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前八時四十五分から午後十一時  
まで
- 八 変更後の来客が駐  
車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前七時四十五分から午後十一時  
まで
- 九 変更前の荷さばき  
施設において荷さ  
ばきを行うことが  
できる時間帯 午前六時から午後十時までほか
- 十 変更後の荷さばき  
施設において荷さ  
ばきを行うことが  
できる時間帯 午前六時から午後十時までほか
- 十一 変更日 令和三年十二月二十二日
- 十二 届出日 令和三年十二月七日
- 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十四 縦覧期間 令和四年一月十一日から同年五月  
十一日まで。ただし、東京都の休  
日に関する条例(平成元年東京都  
条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

- 一 店舗名 丸井池袋店新館
- 二 店舗所在地 豊島区西池袋三丁目二十九番一号  
ほか
- 三 設置者名 株式会社丸井ほか三名
- 四 設置者住所 中野区中野四丁目三番二号ほか
- 五 変更前の駐車場の  
位置及び収容台数 隔地 七台
- 六 変更後の駐車場の  
位置及び収容台数 隔地 七台
- 七 変更前の来客が駐  
車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前九時三十分から午後九時三十  
分まで
- 八 変更後の来客が駐  
車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前九時三十分から午後九時三十  
分まで
- 九 変更前の駐車場の  
自動車の出入口の  
数及び位置 一箇所 隔地
- 十 変更後の駐車場の  
自動車の出入口の  
数及び位置 一箇所 隔地
- 十一 変更日 令和四年七月十六日
- 十二 届出日 令和三年十二月十五日
- 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十四  
縦覧期間

十五  
縦覧時間

令和四年一月十一日から同年五月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

